

1 令和5年最低賃金に関する基礎調査の概要

1 調査の目的

福井地方最低賃金審議会における最低賃金の決定及び改正の審議に資するため、中小零細企業又は事業所の労働者の賃金の実態等を把握することを目的として実施した。

2 調査の範囲・対象

日本標準産業分類に定める次の産業に属している事業所（本省より送付された「事業所母集団データベース（令和3年次フレーム速報）」より無作為に抽出し、30人未満の常用労働者を雇用する事業所ではその全労働者、30人～99人の常用労働者を雇用する事業所ではその2分の1の労働者、100人以上の常用労働者を雇用する事業所ではその5分の1の労働者について、調査を実施した。

※ 調査票発送事業所数：1,713件
（うち特定最低賃金対象事業所は、405件）

地域
産業

福井県全域

「化学繊維製造業」、「綿紡績業、化学繊維紡績業、毛紡績業、その他の紡績業」、「織物業」、「染色整理業」、「繊維機械製造業」、「金属加工機械製造業」、「電子デバイス製造業」、「電子部品製造業」、「記録メディア製造業」、「電子回路製造業」、「ユニット部品製造業」、「その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業」、「発電用・送電用・配電用機械器具製造業」、「産業用電気機械器具製造業」、「電子応用装置製造業」、「通信機械器具・同関連機械器具製造業」、「映像・音響機械器具製造業」

（常用労働者100人未満の民営事業所）

「百貨店、総合スーパー」

（常用労働者30人以上の民営事業所）

3 調査事項

(1) 事業所に関する事項

名称、所在地、事業内容、法人番号、労働者数

(2) 労働者に関する事項

性別、就業形態、年齢、勤続年数、職種又は主たる仕事の内容、基本給の賃金形態及び6月の基本給額、6月分の諸手当（精皆勤・通勤・家族手当及びその他の手当）、月間所定労働日数、1日の所定労働時間数

4 有効回答事業所数

- | | |
|----------------|------|
| (1) 全産業 | 947件 |
| (2) 特定最低賃金対象産業 | 266件 |